



2020年5月22日

各 位

会社名 三井不動産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菰田 正信  
(コード番号 8801 東証第1部)  
問合せ先 執行役員広報部長 藤岡 千春  
(TEL. 03-3246-3155)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2020年6月26日開催予定の当社第108回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社グループは、グループ長期経営方針「VISION 2025」において、「&マーク」の理念のもと、ESG課題の解決やSDGsの達成に貢献し、「持続可能な社会」と「継続的な利益成長」を実現することを掲げております。このような方針のもと、災害に対して強靱で、環境性能の高い街づくりを推進するべく、日本橋や豊洲において電気と熱を安定供給する事業へ取り組むとともに、国内5箇所太陽光発電事業を推進しておりますが、今後もさらに事業活動を拡大および多様化していくため、事業目的として、第3条第11号を新設いたします。また、当社事業の現状に即し、事業内容を明確にするため、第3条第14号を新設し、あわせて号数の変更を行いたいと存じます。
- (2) 当社は経営機能と執行機能の分離・強化を推進することで経営の健全性と効率性をより高めることを目的として2001年に執行役員制度を導入しておりますが、執行役員の選任方法および役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を新設いたしたいと存じます。

#### 2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行のとおり)
(目 的)	(目 的)
第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(10) (条文省略)	(1)～(10) (現行のとおり)
(新 設)	<u>(11) 発電および電気・熱等の供給</u>
(11)～(12) (条文省略)	<u>(12)～(13)</u> (現行のとおり)
(新 設)	<u>(14) 警備業法に基づく警備業</u>
(13)～(23) (条文省略)	<u>(15)～(25)</u> (現行のとおり)
2 前項の事業を遂行するため必要のあるときは、出資し、融資し、保証し、又は会社の発起人となることができる。	2 (現行のとおり)
第4条～第24条 (条文省略)	第4条～第24条 (現行のとおり)

(次頁につづく)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役、<u>役付取締役および執行役員等</u>)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>4 <u>取締役会は、その決議によって、前項の執行役員のうち、会長執行役員、社長執行役員各1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員各若干名を定めることができる。</u></p> <p>5 <u>取締役会は、その決議によって、グループ執行役員を定め、関係会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>6 <u>取締役会は、その決議によって、前項のグループ執行役員のうち、グループ上席執行役員若干名を定めることができる。</u></p> <p>第26条～第39条 (現行のとおり)</p>

以 上